

協議第1号の参考資料

項 目	新設合併(対等合併)	編入合併(吸収合併)
定義	・2以上の市町村を廃して、その区域に新たに1つの市町村を置く。	・1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入する。
市町村の法人格	・合併前の市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	・編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称	・合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	・編入する市町村の名称となる。
事務所の位置	・合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	・編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	・合併市町村が引き継ぐ。	・編入する市町村が引き継ぐ。
首長の身分の取扱い	・合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、合併後50日以内に行われる新しい市町村による選挙で選任される。	・編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い、任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 特例制度 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍まで議員を置くことができる。 在任特例制度 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員2年以内の間引き続き在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は編入する市町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 定数特例制度 編入する市町村の議会の議員の在任相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。 なお、次の一般選挙まで引き続き上記の制度を適用することができる。 在任特例制度 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。 なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される在任相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	・引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	・編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	・合併関係市町村の特別職は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。	・編入する市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	・合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	・編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。
市町村建設計画	・合併関係市町村全域に係る市町村建設計画を作成する必要がある。	・少なくとも、編入される市町村の区域のついての市町村建設計画を作成する必要がある。
近年の合併の例 (平成3年4月1日以降)	<p>平成 3年 4月 1日 岩手県 北上市(北上市・和賀町・江釣子村)</p> <p>平成 6年 11月 1日 茨城県 ひたちなか市(勝田市・那珂湊市)</p> <p>平成 7年 9月 1日 東京都 あきる野市(秋川市・五日市町)</p> <p>平成 11年 4月 1日 兵庫県 篠山市(篠山町・西紀町・丹南町・今田町)</p> <p>平成 13年 1月 2日 東京都 西東京市(田無市・保谷市)</p> <p>平成 13年 5月 1日 埼玉県 さいたま市(浦和市・大宮市・与野市)</p> <p>平成 14年 4月 1日 香川県 さぬき市(津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町)</p> <p>平成 15年 4月 1日 香川県 東かがわ市(引田町・白鳥町・大内町)</p> <p>平成 15年 4月 1日 熊本県 あさぎり町(上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村)</p>	<p>平成 3年 5月 1日 静岡県 浜松市(浜松市・可美村)</p> <p>平成 4年 3月 3日 茨城県 水戸市(水戸市・常澄村)</p> <p>平成 4年 4月 1日 岩手県 盛岡市(盛岡市・都南村)</p> <p>平成 5年 7月 1日 長野県 飯田市(飯田市・上郷町)</p> <p>平成 7年 9月 1日 茨城県 鹿嶋市(鹿嶋町・大野村)</p> <p>平成 13年 1月 1日 新潟県 新潟市(新潟市・黒崎町)</p> <p>平成 13年 4月 1日 茨城県 潮来市(潮来町・牛堀町)</p>